

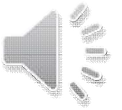


# 高齢者医療費助成制度 (高崎市独自制度)

(市民後見人養成講座)



# 高齢者医療費助成制度



68歳・69歳で、非課税世帯の方に対する医療費の助成制度です。

医療費の一部を助成することにより、高齢者の健康保持に寄与するとともに福祉の増進をはかるものです。

## 1.助成制度の対象者

68歳・69歳で市民税非課税世帯の方と

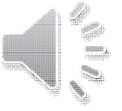
特例措置(昭和19年4月2日から昭和21年4月1日生まれ)で市民税非課税世帯の方

## 2.助成内容

対象の方には、高齢者医療費受給資格者証を交付します。

医療機関を受診される場合、窓口負担は医療費の1割又は2割になります。

(食事療養費及び差額ベッド代等は対象外です。)



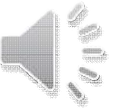
### 3.受給者証(緑色の証)の申請に必要なもの

- ・保険証
- ・高齢者医療該当の通知
- ・世帯全員の個人番号のわかるもの
- ・申請者の身分証明書

手続きは、市役所1階 保険年金課 10番窓口 医療給付担当  
または、各支所市民福祉課 保険年金担当にてお願いします。

※代理人の方が申請する場合は、代理人の方の身分証明書もお願いいたします。

その他の届出・・・保険証・名前・住所などの変更、証の紛失等



## 4.治療を受ける場合

### ○市内の病院(医療機関)を受診する場合

- ・保険証と受給者証を医療機関の窓口提出してください。  
(特例措置対象者の入院は除く。)
- ・高崎市で助成した後の負担額の支払いになります。  
(医療機関により受給者証の取り扱いができない場合があります。  
その場合は市外の医療機関を受診された場合と同じく市役所または各支所の窓口で医療費助成の手続きをお願いいたします。)
- ・1か月の医療費が高額になった場合(限度額を超えた場合)は市より通知しますので、通知が届きましたら手続きをお願いいたします。  
(外来限度額 :8,000円、外来・入院をあわせた限度額:24,600円)

## ○市外の病院(医療機関)を受診する場合



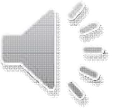
- ・ 保険証を医療機関の窓口へ提出し保険診療の自己負担分をお支払いください。  
(高崎市独自の制度となりますので市外の医療機関では窓口で受給者証の受付ができません。)
- ・ 後日、市で医療費の一部払い戻し手続きをしますと受給者証に記載されている負担になります。

### 必要書類

保険証・高齢者医療費受給者証・印かん・領収書  
振込口座のわかるもの(預金通帳または銀行のカード)

※注意：申請は領収書を月ごとにまとめて、診療の翌月以降にお願いします。

代理人の方が申請する場合は代理人の方の身分証明書もお願いします。



## ○社会保険に加入の方

- ・健康保険から高額療養費が支給になる場合は、高額療養費の支給後に申請してください。

### 申請に必要な書類

保険証

高齢者医療費受給者証

印かん

領収書(協会けんぽ等へ申請する前にコピーをとっておく)

協会けんぽ等から届く高額療養費の決定通知

振込口座のわかるもの(預金通帳または銀行のカード)

※注意：代理申請の場合は代理人の身分証明書

- ・加入保険に関わらず、加入保険からの高額療養費に該当する場合は受付ができない場合があります。
- ・詳しくは、市役所保険年金課医療給付担当にお問い合わせください。